



RANKOSHI Agricultural Support Vision

— **蘭越町新規就農支援方針** —

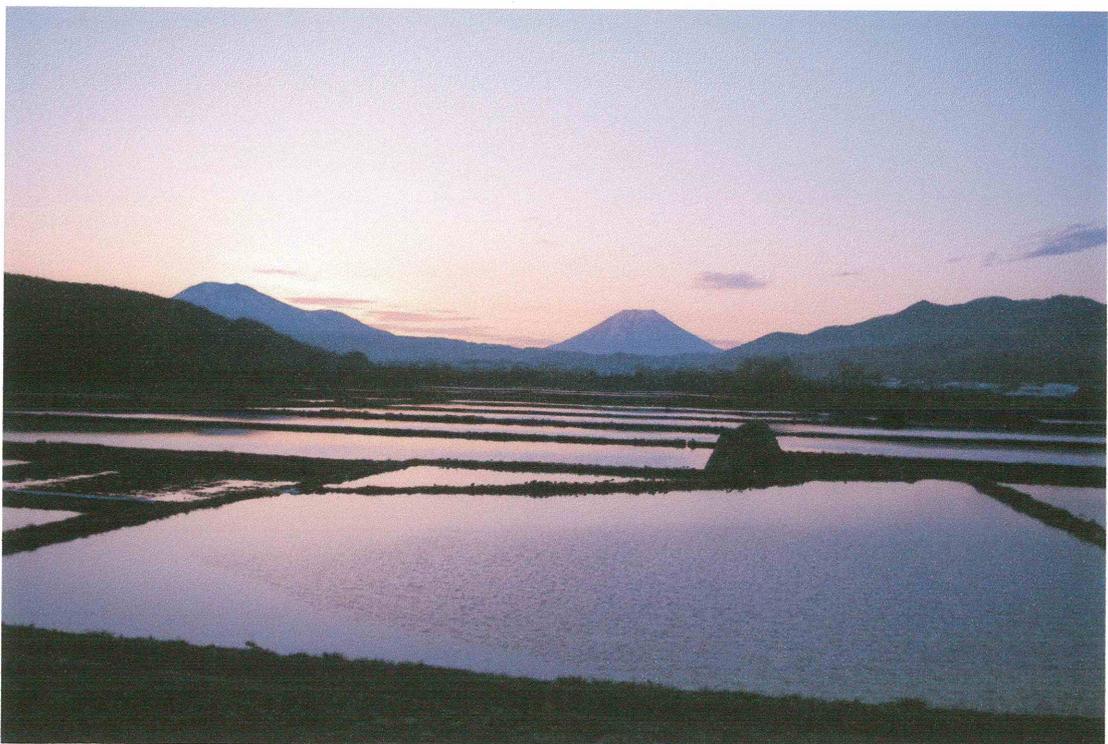
令和7年7月 策定

令和8年4月 改訂

蘭 越 町

－ 目 次 －

1	目的	1 頁
2	現状	1 頁
3	目標	1 頁
4	支援体制	2 頁
5	新規就農フローチャート	4 頁
6	地域おこし協力隊制度の活用	5 頁
7	農業研修生募集要項	8 頁
8	就農支援	9 頁
	（1）各種支援金等	
	（2）研修農場	
	（3）農業研修生住宅	
9	農地確保	14 頁
10	親元就農支援	14 頁



1 目的

人口減少や高齢化等の進行が著しい本町において、農業生産の維持、拡大を図り、安全、安心で高品質な農産物を持続的かつ安定的に供給していくためには、担い手となる人材の育成及び確保が急務となっている。

また、地域における自治機能の維持、コミュニティ活動の強化等、農業を基幹産業とする本町においては、地域の中核となる担い手の人材確保による地域力の維持、強化が課題となっており、その際、町は地域住民と連携、協働して地域のビジョンを描き、担い手となる人材が地域に立脚しながら活動に取り組むことができるよう支援することが強く求められている。

よって、ここに「RANKOSHI Agricultural Support Vision—蘭越町新規就農支援方針—」を定め、新規就農者の受入れ等による地域の担い手確保のため、各関係機関が一丸となり包括的な支援を実施するもの。

2 現状

過去 10 年間の新規参入就農者の状況は下記のとおり。

年 度	農業研修生 受 入 数	新規参入就農者数 (A)			【参考】 町全体経営体数
			うち離農者数 (B)	定着率 (B/A)	
平成 28 年度	1 名	2 名	0 名	100%	286 名
平成 29 年度	1 名	1 名	0 名	100%	282 名
平成 30 年度	0 名	1 名	0 名	100%	278 名
令和元年度	0 名	1 名	0 名	100%	269 名
令和 2 年度	0 名	0 名	0 名	—%	262 名
令和 3 年度	0 名	0 名	0 名	—%	247 名
令和 4 年度	0 名	0 名	0 名	—%	233 名
令和 5 年度	3 名	1 名	0 名	100%	226 名
令和 6 年度	1 名	2 名	0 名	100%	222 名
令和 7 年度	1 名	3 名	0 名	100%	—名
計	7 名	11 名	0 名	100%	

※「【参考】町全体経営体数」は作物の出荷販売者数とする。

※「離農者数」における「離農」とは、作物の出荷販売を取りやめたものと定義する。

3 目標

令和 12 年度まで 1 年間に 1 名以上の新規農業研修生の受入れと新規就農までのサイクルの確立を目指す。

4 支援体制

既存の「蘭越町新規就農者支援対策会議」を活用し、就農希望者の包括的な育成、支援体制を整備する。

No	機 関	役 割		
		研修期間前	研修期間中	就農後
1	蘭越町（地域担い手育成センター）	<ul style="list-style-type: none"> 研修計画の策定 研修生公募・選考 就農フェア等への参加 就農相談窓口 離農者の意向捕捉 研修農場の維持管理 研修生住宅の維持管理 各種制度による財政支援 関係機関との連絡調整 	<ul style="list-style-type: none"> 研修状況面談 就農計画の認定 住宅の確保・斡旋 各種研修の実施 地域との連携交流促進 	<ul style="list-style-type: none"> 研修のフォローバック
2	蘭越町農業委員会	<ul style="list-style-type: none"> 就農可能地の捕捉 研修生公募・選考 	<ul style="list-style-type: none"> 就農地の確保・斡旋 	<ul style="list-style-type: none"> 農地の利用調整
3	ようてい農業協同組合蘭越支所	<ul style="list-style-type: none"> 就農希望者の情報共有 研修生公募・選考 就農フェア等への参加 	<ul style="list-style-type: none"> 営農計画の策定 資金借入の準備 資材・機械等確保・斡旋 営農技術指導 農業経営指導 	<ul style="list-style-type: none"> 融資の実行
4	後志農業改良普及センター	<ul style="list-style-type: none"> 就農希望者の情報共有 研修生公募・選考 	<ul style="list-style-type: none"> 就農計画の策定 営農技術指導 農業経営指導 	

5	JA ようてい水稲生産組合 蘭越支部	<ul style="list-style-type: none"> ・就農希望者の情報共有 ・研修先農家の選定 ・研修生公募・選考 ・就農フェア等への参加 ・農業体験受入れ 	<ul style="list-style-type: none"> ・研修受入れ（1・2年目） 	<ul style="list-style-type: none"> ・営農技術指導 ・農業経営指導
6	JA ようていトマト生産組合 蘭越支部	<ul style="list-style-type: none"> ・就農希望者の情報共有 ・研修先農家の選定 ・研修生公募・選考 ・就農フェア等への参加 ・農業体験受入れ 	<ul style="list-style-type: none"> ・研修受入れ（1年目） ・実践研修指導（2年目） 	<ul style="list-style-type: none"> ・営農技術指導 ・農業経営指導
7	指導農業者・農業者	<ul style="list-style-type: none"> ・就農希望者の情報共有 ・研修先農家の選定 ・研修生公募・選考 ・就農フェア等への参加 ・農業体験受入れ 	<ul style="list-style-type: none"> ・研修受入れ（1・2年目） 	<ul style="list-style-type: none"> ・営農技術指導 ・農業経営指導
8	新規参入者	<ul style="list-style-type: none"> ・就農希望者の情報共有 ・制度全般における助言等 		

5 新規就農フローチャート

詳細次ページ

① 就農相談

- ・北海道農業担い手育成センター又は蘭越町役場農林水産課において、常時就農相談窓口を開設。
- ・「北海道新規就農フェア」等への出展によるPR
- ・町HP専用ページによるPR（整備中）

② 農業研修生申込み

- ・毎年4月～10月末まで受付。（受入れ定数に満たない場合には延長する場合があります。）
- ・農業体験プログラム受講必須。
- ・11月中旬に面接試験による選考を実施し、11月末まで合否判定の上通知。
- ・研修パターンの選択。（右記のいずれかによる。）

③- A 地域おこし協力隊型

- ・町の非常勤職員としての任命を受け、農業支援業務（農業研修）に従事。

③- B 就農準備資金活用型

- ・国の給付金を活用して先進農家等で研修を受ける。

③- C 自己資金型

- ・上記のいずれにも該当しない場合。

④ 農業研修（1年目）

- ・先進農家（各生産組合等の調整又は指導農業者、農業士等）で農業研修を受け、一連の作業を習得する。



⑤- A 農業研修（2年目）

- ・町研修農場で実践的な農業研修を受ける。（トマトでの就農の場合に限る。）

⑤- B 農業研修（2年目）

- ・先進農家で実践的な農業研修を受ける。（水稲又はその他の品目による就農の場合。）

⑥ 新規就農（3年目）

- ・町内において独立経営を開始。
- ・国の給付金（経営開始資金）を活用する。



6 地域おこし協力隊制度の活用

本町においては、採用を決定した農業研修生の内、制度要件を満たす者について地域おこし協力隊として任用し、固定報酬等による収入を確保する。

なお、地域おこし協力隊制度要件を満たさない場合には、国の就農準備資金を活用することとし、どちらの要件も満たさない場合には、自己資金により農業研修を受けることとなる。

【研修パターン】

選考の結果、採用となった新規農業研修生

＜蘭越町が求める人材像＞

- 新規就農を目指し、農業研修を行う人材
- 地域協力活動へ積極的に参加する人材

A 地域おこし協力隊型

- ・ 現在、3大都市圏をはじめとする都市地域等（過疎、山村、離島、半島などの地域に該当しない市町村）に在住しており、任命時、蘭越町へ生活拠点を移し、住民票を異動させることが確実であること。

B 就農準備資金活用型

- ・ 就農予定時の年齢が原則 49 歳以下であること。
- ・ 常勤の雇用契約を締結しておらず、生活費を支給する国の他の事業と重複受給とならないこと。
- ・ 前年の世帯所得が 600 万円以下であること。等

C 自己資金型

- ・ 上記のいずれにも該当しない場合。
- ・ 交付金の返還リスク等に鑑みて本人が希望する場合。

※各体系別の詳細は次ページ

A 地域おこし協力隊型詳細

(1) 制度概要

地方自治体が都市住民を受入れ、地域おこし協力隊員として委嘱し、一定期間以上、農林漁業の応援を含む地域協力活動に従事してもらいながら、当該地域への定住、定着を図る制度。

(2) 制度要件

- ① 町から委嘱状の交付等による委嘱を受け、地域協力活動に従事すること。
- ② 委嘱に当たり、町がその対象者及び従事する地域協力活動の内容等を広報紙及びホームページ等で公表していること。
- ③ 地域協力活動を行う期間は、おおむね1年以上3年以下であること。
- ④ 生活の拠点を3大都市圏をはじめとする都市地域等（過疎、山村、離島、半島などの地域に該当しない市町村）から移し、住民票を異動させた者であること。

(3) 財政措置

地方自治体が地域おこし協力隊推進要綱に基づき地域おこし協力隊に取組む場合、特別交付税（ルール分）措置が講じられる。

【地域おこし協力隊員の活動に要する経費】

地域おこし協力隊員1人あたり550万円（うち報償費等については350万円、その他活動に要する経費については200万円が上限額。）

● 職 種 一般行政職

● 報償費等

報 酬 250,600円/月（週35時間勤務の場合/2級12号俸）

期末勤働手当 501,200円/年（2.0月分） 合計 3,508,400円

● その他活動に要する経費

住 宅 料 家賃月額30,000円以内（※）

通 信 費 月額5,000円以内

自家用車借上料 月額10,000円以内

研 修 費 蘭越町職員の旅費に関する条例（昭和41年条例第7号）の規定に準ずる。

年額540,000円以内

※住宅料について、農業研修生住宅に入居する場合は支給対象外。

(4) 任用形態

蘭越町会計年度任用職員（パートタイム）として任用する。

(5) 服務規律

蘭越町職員服務規則（昭和44年規則第12号）及び蘭越町地域おこし協力隊設置要綱（平成26年要綱第31号）の適用を受ける。なお、営利企業等への従事については、町長の許可をもって可能とする。

B 就農準備資金活用型詳細

(1) 制度概要

農業技術及び経営ノウハウ習得のための研修に専念する就農希望者を支援するため、公益財団法人北海道農業公社を通じ、月 13.75 万円（年間最大 165 万円/最大原則 2 年間）の給付を受けられるもの。

(2) 交付要件

下記の全てを満たす必要がある。

- ① 就農予定時の年齢が、原則 49 歳以下であり、次世代を担う農業者になることについて、強い意欲を有していること。
- ② 独立・自営就農又は雇用就農を目指すこと。
- ③ 研修計画が以下の基準に適合していること。
 - A 北海道が認めた農業経営者育成教育機関・市町村が設置する研修教育機関・先進農家・先進農業法人で概ね 1 年かつ 1,200 時間以上研修すること。
 - B 先進農家・先進農業法人で研修を受ける場合にあつては、先進農家・先進農業法人の経営主が交付対象者の親族（三親等以内の者）ではないこと。
- ④ 常勤の雇用契約を締結していないこと。
- ⑤ 生活保護、求職者支援制度など、生活費を支給する国の他の事業と重複支給とならないこと。
- ⑥ 原則として前年の世帯（親子及び配偶者の範囲）所得が 600 万円以下であること。
- ⑦ 研修中の怪我等に備えて傷害保険に加入すること。

(3) 返還対象

以下の場合には返還の対象となります。

- ① 適切な研修を行っていない場合。
- ② 研修終了後、1 年以内に原則 49 歳以下で、独立・自営就農、雇用就農又は親元就農しなかった場合。
- ③ 交付期間の 1.5 倍（最低 2 年間）の期間、独立・自営就農又は雇用就農を継続しない場合。
- ④ 親元就農者について、就農後 5 年以内に経営継承しなかった場合、農業法人の共同経営者にならなかつた場合又は独立・自営就農しなかった場合。
- ⑤ 独立・自営就農者又は親元就農者で 5 年以内に独立自営就農する者について、就農後 5 年以内に認定農業者又は認定新規就農者にならなかつた場合。

7 農業研修生募集要項

<蘭越町が求める人材像>

- 新規就農を目指し、農業研修を行う人材
- 地域協力活動へ積極的に参加する人材

- (1) 募集人員 若干名
- (2) 採用予定期日 令和9年4月1日
- (3) 募集要件
 - ① 令和9年4月1日までに蘭越町内に生活拠点を移し、住民票を移動させる方。
 - ② 農業に精通しているか、もしくは興味があり新規就農を目指す方。
 - ③ 心身ともに健康で、誠実に職務ができる方。
 - ④ 居住する地域になじみ、住民と共に地域活動に取り組む意欲と実行力のある方。
 - ⑤ 農業研修修了後は蘭越町内に定住、就農すること。
 - ⑥ 就農までの間に自己資金が用意できること。(500万円以上が望ましい。)
 - ⑦ 2年間の農業研修を受けること。
 - ⑧ 普通自動車運転免許(AT限定可)を所有していること。
 - ⑨ 町が用意する農業体験プログラムを修了していること。
- (4) 対象作物 トマト・水稻等
- (5) 募集期日 令和8年10月末
- (6) 募集方法 町HP、町窓口及び北海道新規就農フェア等による。
- (7) 申込方法 申込書に必要事項を記入し、必要書類(住民票・健康診断書・自己資金を証明する書類)を添えて提出すること。
- (8) 選考試験 1次試験(書類)及び2次試験(面接)による選考を実施し、11月末までに結果を通知する。



8 就農支援

(1) 各種支援金等

令和8年度新規就農者育成対策として、国、公財北海道農業公社（北海道農業担い手育成センター）及び蘭越町が措置する支援について、下記一覧のとおり。

① 農業研修中の支援一覧

事業名		主な内容と要件
国	就農準備資金	<p>・研修期間中、年165万円を給付（最大2年間）するもの。（地域おこし協力隊との併用不可）</p> <p>【要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就農予定時の年齢が、原則49歳以下であること。 ・独立、自営就農又は雇用就農を目指すこと。 ・北海道が認めた農業経営者育成教育機関、市町村が設置する研修教育機関、先進農家又は先進農業法人で概ね1年かつ1,200時間以上研修すること。なお、先進農家又は先進農業法人で研修を受ける場合にあっては、先進農家又は先進農業法人の経営主が交付対象者の親族（三親等以内の者）ではないこと。 ・常勤の雇用契約を締結していないこと。 ・国の他の事業と重複受給していないこと。 ・前年の世帯所得が原則600万円以下であること。 ・傷害保険に加入すること。
公社	農家研修受入体制強化事業	<p>・研修期間中、損害保険金等掛金の一部を助成するもの。ただし、補償内容はJA共済連北海道本部の普通傷害共済A型の補償を満たすものとする。</p> <p>【要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1年以上の研修を実施する者。 ・認定新規就農者への認定が見込まれる者。
	就農研修者家賃助成事業	<p>・研修期間中、月額家賃が1万円以上の借家等に居住する者に対し、家賃の1/2以内を助成するもの。（就農準備資金との併用不可）</p> <p>【要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1年以上の研修を実施する者。 ・認定新規就農者への認定が見込まれる者。

	大型特殊免許取得支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・免許取得に係る費用の1/2以内、最大5万円を助成するもの。 <p>【要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定新規就農者への認定が見込まれる者。
町	農業研修生支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・研修期間中、年20万円を給付（最大2年間）するもの。 <p>【要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就農予定時の年齢が49歳以下の者。 ・研修時本町に住所を有する者。 ・受入指導農家の下で概ね1年以上2年以下（1年につき概ね1,200時間以上）の農業研修を行う者。 ・本町での就農を希望する者。 ・受入指導農家と過去において雇用契約を結んでいない者。
	研修生受入支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・研修生の受入指導農家に対し、年35万円を給付するもの。 <p>【要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本町に住所を有し、農業を営む者。 ・生産技術、管理能力及び農家生活等の指導を行う者。
	農業研修生住宅の貸与	<ul style="list-style-type: none"> ・町で整備した住宅3戸を農業研修期間中貸与するもの。（家賃月額20,000円） <p>【要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業に従事する目的で本町に転入し、定住する意思のある者。 ・町内で農業研修する意思のある者又は3年以内に町内で就農することが確実な者。

② 就農後の支援一覧

事業名		主な内容と要件
国	経営開始資金	<ul style="list-style-type: none"> ・経営安定化支援として、年165万円を給付（最大3年間）するもの。 <p>【要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則、独立、自営就農であること。

	<ul style="list-style-type: none"> ・独立、自営就農時の年齢が、原則 49 歳以下の認定新規就農者であること。 ・目標地図に位置付けられていること。 ・国の他の事業と重複受給していないこと。 ・前年の世帯所得が原則 600 万円以下であること。
経営発展支援事業 (通常枠／初期投資促進タイプ)	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>経営発展のための機械・施設等の導入に対し、上限 500 万円（国費）を給付するもの。（経営開始資金併用の場合、上限 250 万円となる。）</u> <p>【要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助率 3/4 ・就農時 49 歳以下の認定新規就農者であること。 ・目標地図に位置付けられていること。 ・本人負担分について、金融機関から融資を受けていること。
新規就農者チャレンジ事業	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>早期の経営発展のための機械・施設等の導入に対し、上限 1,500 万円（個人）を給付するもの。</u> <p>【要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助率 3/10 ・就農時 64 歳以下の認定新規就農者であること。 ・目標地図に位置付けられていること。 ・経営開始資金との併用は不可。
青年等就農資金	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>経営開始から 5 年以内の者に対し、最大 3,700 万円を無利子で融資するもの。（農地等の取得費は除く。）</u> <p>【要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定新規就農者であること。
経営体育成強化資金（有利子）	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>農地購入費を最大 1,000 万円融資するもの。</u> <p>【要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定新規就農者であること。
町 新規就農支援事業 (新規参入者)	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>就農支援として 20 万円を給付するもの。（1 経営体 1 人、1 回限り）</u> <p>【要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修終了後、本町で就農した者で、就農時の年齢が 49 歳以下であること。 ・就農の日から 5 年以上、町内で農業を営むことが確実な者。

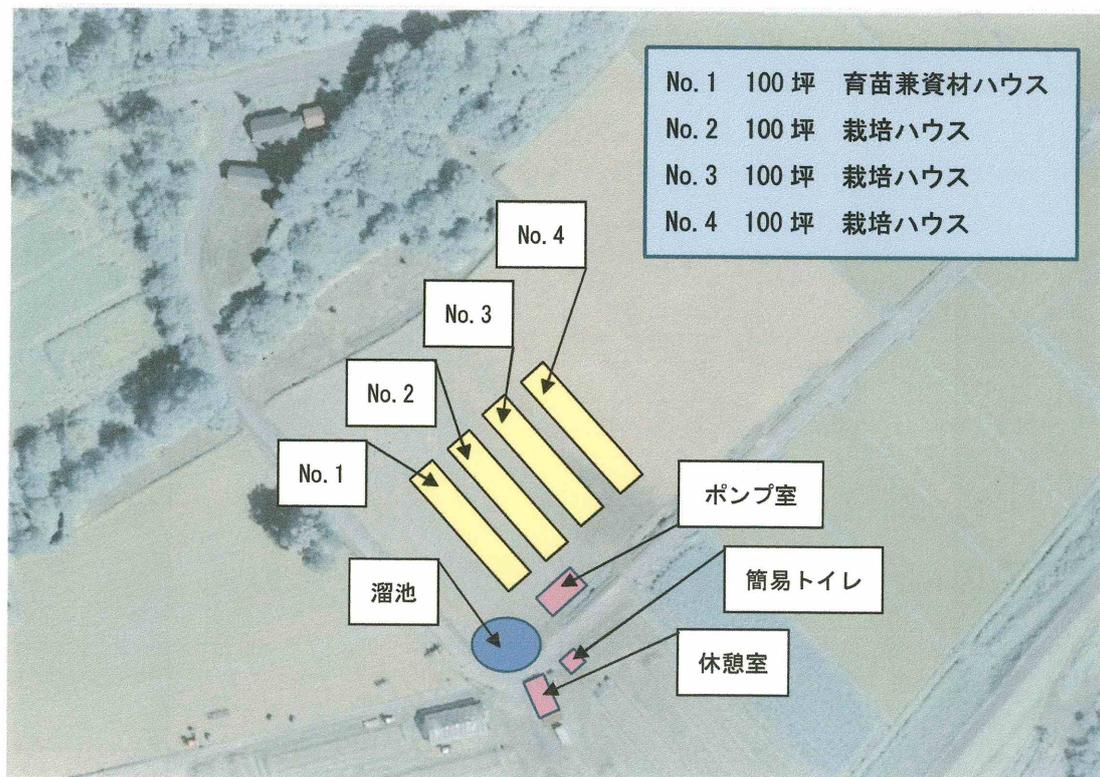
<p>農業用機械・施設等支援事業（新規参入者）</p>	<p>・農業用機械・施設等の導入経費に対し、上限100万円を給付するもの。（1経営体1人、1回限り）</p> <p>【要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修終了後、本町で就農した者で、就農時の年齢が49歳以下であること。 ・就農の日から5年以上、町内で農業を営むことが確実な者。 ・就農予定年の前年から3年以内の導入経費が対象となる。
-----------------------------	---

（2）研修農場

トマトによる就農を希望する農業研修生は、研修1年目に先進農家による農業研修で農作業全般を取得し、2年目は研修農場でのトマト栽培を実践する。

研修農場では、先進農家の指導を受けながら、土づくりをはじめとした環境整備、苗の管理から定植後の栽培管理、収穫、出荷まで一連の実践経験を積み、就農するための技術を確実に習得する。

【研修農場概要図】



【研修農場設備等概要】

区分	設備等	詳細
施設	育苗兼資材ハウス	1棟 (6m×54.6m)
	栽培ハウス	3棟 (6m×54.6m)
	ポンプ室	1棟 ガレージ
	簡易トイレ	1棟 仮設トイレ
	休憩室	1棟 仮設ハウス (2坪)
	資材庫	1棟 常設ハウス
機械	小型温風機	1台 ネポン (KA-325T)
	灌水用ポンプ	4棟分
	農業用環境モニタリングシステム	4棟分 Agriware (スマートロジック)
	トラクター (16PS)	ヤンマー GK16
	トラクター (26PS)	ヤンマー AF326
	アタッチメント	ロータリー
	防除機	
	軽トラック	
	スノーロータリー	

(3) 農業研修生住宅

町では農業研修生住宅3棟3戸を整備し、農業研修生向けに賃貸している。入居資格、手続き等については、蘭越町農業研修生住宅規則に規定のとおり。なお、農業研修期間終了後、当該住宅は速やかに明け渡し、転居する必要がある。

※入居状況等により確保できない場合、民間住宅又は公営住宅等へ入居することとなる。

【農業研修生住宅概要】

名称	建築年度	構造	間取	所在地	家賃
1号棟	昭和50年	木造2階建	3LDK	蘭越町字黄金133番地2	月額 20,000円
2号棟	昭和54年	木造2階建	3LDK	蘭越町字黄金133番地2	月額 20,000円
3号棟	昭和55年	木造2階建	3LDK	蘭越町字黄金138番地1	月額 20,000円

9 農地確保

町は町農業委員会と連携し、就農可能地の捕捉、就農地の確保・斡旋及び農地の利用調整を行う。

具体的には町及び町農業委員会へ離農、規模縮小等による農地の斡旋依頼のあった農業者に対して、新規就農希望者への貸与意向について確認するとともに、条件等のヒアリングを実施し、マッチングを行う。

また、5年毎を目途に町内全ての農業者を対象に将来の農地利用状況等に係るアンケート調査を実施し、離農や規模縮小の見込みと回答する農業者等に対して、個別にヒアリングを実施し、新規就農希望者への貸与意向確認または居抜き就農について提案し、農地の確保に努める。

10 親元就農支援

新たに就農する農業者に対し、国、北海道及び蘭越町が措置する支援について、下記一覧のとおり。

(1) 親元就農支援

事業名		主な内容と要件
国	経営継承・発展支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>経営継承後の経営発展のための計画に基づき、上限 100 万円を給付するもの。</u> 【要件】 ・申請年の前年の 1/1 以降、目標地図に位置付けられた先代事業者から、経営に関する主宰権の移譲を受けていること。 ・主宰権の移譲に際して、原則、生産基盤や経営規模等が縮小していないこと。 ・税務申告等を申請者名義で行っていること。 ・青色申告者であること。 ・家族経営協定を書面で締結していること。(家族農業経営である場合) ・経営開始資金の交付を受けていないこと。 ・経営発展支援事業を実施していないこと。
	経営発展支援事業 (地域計画早期実現支援枠／世代交代円滑化タイプ)	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>親元就農者を含む新規就農者がスムーズに経営を継承・発展できるよう、機械・施設等の修繕、移設、撤去や導入に対し、上限 600 万円(国)を給付するもの。</u>

		<p>【要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域計画に位置付けられているか、又は位置付けられることが確実と見込まれる者。 ・49歳以下の認定新規就農者又は認定農業者。 ・機械、施設の取得費用等について、金融機関から融資を受けていること。
町	新規就農支援事業 (親元就農者)	<p>・就農支援として20万円を給付するもの。(1経営体1人、1回限り)</p> <p>【要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本町で農業経営している者の子又は孫で、現経営者から農業経営を継承するべく農業専従者(農業に150日以上従事し、経営主から専従者給与が支払われること)となった者。 ・年齢が18歳以上55歳以下の者。 ・将来経営継承する者に限る。
	農業用機械・施設等 支援事業(親元就農者)	<p>・農業用機械・施設等の導入経費に対し、上限100万円を給付するもの。(1経営体1人、1回限り)</p> <p>【要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本町で農業経営している者の子又は孫で、現経営者から農業経営を継承するべく農業専従者(農業に150日以上従事し、経営主から専従者給与が支払われること)となった者。 ・年齢が18歳以上55歳以下の者。 ・将来経営継承する者に限る。
	農業大学校等修学助 成事業	<p>・農業大学校等で農林水産業を修学しようとする者に対し、年24万円を上限に助成するもの。</p> <p>【要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業に関する学部又は学科を専攻する大学校等に修学すること。 ・蘭越町に住所を有し、かつ、卒業後において本町で農林水産業に従事すること。
	担い手住宅取得奨励 事業	<ul style="list-style-type: none"> ・担い手の町内への定住促進及び地域活性化を目的に、住宅取得費用に対し、100万円(中古住宅の場合70万円)を上限に助成するもの。